

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和4年3月31日（木）
意見提出期間	令和3年12月15日（水）から令和4年1月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	—
郵送	—
直接持参	—
無効な意見提出	—

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	—
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	—
C	今後の検討のために参考とするもの	—
D	その他（質問など）	3件

〈具体的な内容〉

(1) 被表彰者に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市青少年善行賞ができた平成 29 年度から「時代の移り変わりとともに、親やその他親族への献身的な行いに対する考え方も変化している」と考えているのか。	D	小田原市孝養賞が創設された昭和 61 年当時とは社会の在り方が変化したことから、平成 29 年度に 3 賞の統合を図りました。さらにこの 1～2 年は、家族的責任を担っている青少年の状況が社会的課題として注視されています。家族や親族への情愛は普遍的なものですが、その在り方やそれに対する評価は、時代により変遷していくものと考えています。
2	小田原市孝養賞、善行少年及び善行青年表彰を統合した際に、表彰対象について検討はされなかったのか。	D	小田原市孝養賞、善行少年及び善行青年表彰を統合することで表彰対象者の拡大を図りました。
3	平成 29 年度以降の小田原市青少年善行賞の表彰者数は何人か。	D	平成 29 年度に 2 人、令和 2 年度に 2 人です。 平成 30 年度、令和元年度及び令和 3 年度は該当ありません。